25 日工会第 331 号
2025 年 11 月 13 日

輸出管理委員会
輸出管理部会委員　殿

（一社）日本工作機械工業会

輸出管理委員会　第 4 回輸出管理部会 記録

1.日　時　2025 年 10 月 31 日（金）13：00～17：00

2.形　式　対面形式及びオンライン形式

3.会　場　機械振興会館 5 階「5S-2」会議室

4.出席者（順不同、敬称略）計 23 名：うちオンライン参加 11 名

部 会 長	柴田　明仁（オ ー ク マ）	
副部会長	大友　明宏（芝 浦 機 械）	
委　　員	淺羽　隆好（エンシュウ）	佐藤　忠仁（オ ー ク マ）
同	大橋　敏雄（ジェイテクト）	柴田圭太郎（ジェイテクト）
同	㈹中村　康志（ｼﾁｽﾞﾝﾏｼﾅﾘｰ）	堀井　邦弘（ツ　ガ　ミ）
同	中平　弘樹（DMG 森精機）	吉村　　司（中村留精密）
同	久良　賢二（ﾆﾃﾞｯｸﾏｼﾝﾂｰﾙ）	宮嶋敬一郎（ファナック）
同	㈹桜井　裕久（ブラザー工業）	小畑　哲朗（ホ ー コ ス）
同	山田　裕樹（牧野フライス）	七井　正三（三 井 精 機）
同	河合　泰弘（三 菱 電 機）	大西　健介（ﾔﾏｻﾞｷﾏｻﾞｯｸ）
研 究 員	松浦　和雄（日本工作機械工業会）	
事 務 局	秋山　高昌、辻　　知成、礒嵜　裕行、下里　拓朗	

5.議　事

冒頭、柴田部会長より「第 4 回輸出管理部会に出席をいただき感謝を申し上げる。オンラインとの併催ではあるが熟議を尽くしたい。」旨の挨拶があった。

（1）輸出管理相談への回答記録抜粋資料について

①事務局より、資料 No.1 に基づき、2024 年の 1 年間に会員から事務局に寄せられた輸出管理相談への回答記録抜粋資料について、以下要旨の説明があった。

ア．本資料の相談内容と回答は、来年 3 月に実施を予定している輸出管理研修会の Q&A に使用する予定。

イ．回答内容の妥当性を部会内で確認していきたい。

②大橋委員より、以下の補足説明があった。
当該質問に対する回答内容の妥当性などに一部疑念があったため、どのような回答とすれば妥当性を担保できるか委員間で議論のうえ、原稿を作成していきたい。

③柴田部会長より、「本日は追加事例のみの提示のため、他の既存事例の部分との文章粒度や書きぶり等の整合性、説明時間のチェックは行わず、内容の妥当性に重点を置いて確認していく」旨の発言があった。

④各委員より、以下要旨の意見が挙がった。
＜相談１：NC 旋盤の申告値の使用対象について＞
【講師による確認のポイント】
・申告値の関係とカタログの関係を明確にしたほうが、受け手にとって理解しやすい。
・申告値を申請するにあたって機種名を限定列挙するため、限定列挙しているものが申告値の対象となるのでカタログにリニアスケール付きオプションとして記載があるか否かは関係ないことを伝える必要がある。
・加えて、リニアスケール付きの場合、型式を必ず変更しなければ、申告値の限定列挙で同じ機種名が重なってしまうおそれがあるため、その点を強く訴える必要がある。

【委員からの主な意見】
ア.「社内扱いとして」（回答 16 行目）を、「公に別機種としてカタログに明記してください。」とした方が、明確に伝わる。また、リニアスケールの有無によって型式を区別するかどうか各社に確認したい。
イ　リニアスケールの有無についての型式や申告値の扱いについて各社の現状を知りたい旨の問いかけがあり、部会委員会社の状況を出席委員から紹介した。
a. リニアスケールの有無によって機種名を変えることはしていない。しかし、申告値の登録にあたっては、スケールなしで 5 台、スケールありの状態でも同一機種を 5 台、それぞれ申告値を取得して申告している。
b. リニアスケール付きとなしで型式を分けている。それぞれ申告値を取得したものについては、別々の機種名として申告している。カタログ上は基本的にスケール有りの型式とスケール無しの型式を併記している。
c. リニアスケール付きとリニアスケールなしで、それぞれ別々に申告値を取得している。
d. 大型の門型機は標準的にリニアスケールを搭載しているため、スケール付きの状態で申告値を取得し、該当として扱っている。マシニ

ングセンタは、オプションでMPスケールを装着でき、MPスケールを装着した状態で申告値を取得し、該当として扱っている。

e. リニアスケールを搭載できるモデルがないため、回答不可。

f. 型式はリニアスケールの有無で区別しておらず、同一の型式でカタログに掲載しており、リニアスケールをオプションとして記載している。

＜相談２：EL取得要否確認＞

【講師による確認のポイント】

・回答内容の中に「申告値の修正（アメンド）」に関する記載があるが、この部分が必要かどうか。

・UW軸の位置決め精度が向上する場合、これは「許可を得た時点よりも精度の高い機械を製造・提供しようとする」行為になるので、貿易外省令第9条第2項第12号は適用できず、役務取引許可を取得する必要がある。

・現時点では「役務許可を取れるかどうか相談してください」といったレベルの助言にとどめ、申告値の修正の部分はテクニカル過ぎて汎用的ではないと感じている。

【委員からの主な意見】

ア．詳しい説明は避け、経産省へ相談するように促す方向でよい。

イ．回答の中で「EL」という表現が随所に出てくるが、貨物のELを指しているのか、役務のELを指しているのかが不明確であるため、読む側が混同しないよう、どちらのELを意味しているのかを文中で明確に区別して記載する必要がある。

＜相談３：過去に日本から輸出した該当の工作機械について＞

【講師による確認のポイント】

・回答内容の「最後に～（回答21行目）」の文章を削除し、QA23で該当するか否かをしっかり判断してもらう。

・工作機械の場合は位置決め精度のみが該当するため、その点をうまく説明し、最後に日工会のガイドライン文書を提示し、「詳しくはこちらを参照」と案内する形が望ましい。

【委員からの主な意見】

ア．テキストで使用することを念頭に置くと、あえて「アメリカ」という国名は出さない方がよい。アメリカはホワイト国であり、話が複雑になってしまうため、国を特定しない方が聞き手も理解しやすい。

＜相談４：出荷済みの機械に対しての回転軸の追加＞

【講師による確認のポイント】

・貨物の中国からイタリアへの再輸出は事前同意不要。
・もともとUPRも該当していたと推察され、その場合、 C軸を載せる行為は、これまでの整理でいうと位置決め精度に関わらないため、非該当で許可は不要。
・回転テーブルの後付けの議論の際、貨物は 6 項該当だが役務は非該当と判断されており、該当する役務はない。この関係から、C軸も同じ扱いになると考えられる。

【委員からの主な意見】
ア．回答文で先にロータリエンコーダの該非の話を入れると、一度中国に送ってからイタリアに輸出するような誤解を招く可能性がある。
イ．次年度の新しい課題として、これらの相談案件をMETIのQAに掲載してもらえないか、当局に働きかけることを検討。

⑤事務局より、相談4に関して相談者へ誤った回答をした件について、回答した会員に対しては、その旨説明するとともに、講師の作成テキストにて改めて訂正することを伝える。また、今後は質問を受けた際に、まず質問者へ部会メンバーへの相談可否を確認し、了承後に内容を共有して相談する方針とする旨の説明があった。これに対し、委員より「質問の意図をしっかりと明確にし、文字で整理する。そのうえで疑問点がなければ、日工会で回答案を作成し、部会メンバーに回せば、部会の負担も大きくならないのではないか」との指摘があった。また、電話での相談対応は避け、メールベースで記録が残る形で受ける方が望ましいとの意見もあった。

（2）2025年度工作機械の輸出管理講習会海外開催について
①事務局より、2025年度の工作機械輸出管理海外講習会を12月12日（金）15:00～18:00（日本時間）に、シンガポール、マレーシア、フィリピンを対象として開催する予定であり、本日、開催案内を関係者に展開したため、販売拠点や代理店等へ広く周知いただきたい旨の説明があった。また、輸出管理アドバイザー（受講者からのQ&A時の松浦講師のバックアップ）は、大橋委員が担当することとなった。

（3）NSGのUPR化に向けた対応について
①宮嶋委員より、NSGのUPR化に向けた対応として、CISTEC（安全保障貿易情報センター）の工作機械分科会と輸出管理部会との今後の関わり方について、以下の要旨の説明があった。
ア．CISTECの工作機械分科会では、ここ2～3年にわたりUPR化について議論をしている。9月・10月の分科会では、6項UPR化の際の経緯を振り返り、当時の議事録を確認したところ、日工会が主体となり製造者を中心に取組が進められていたことが確認された。
イ．併せて今後の取組方針についても議論が行われ、議論の結果、今後は

日工会の輸出管理委員会で本件を中心的に進めるのが適当との意見が出され、分科会としてこの方針を支持することで一致した。

ウ．6 項 UPR の取組を振り返ると、当時は工作機械の製造団体である日工会が主体となって進められ、今回の取組についても同様に日工会が主体となって進め、工作機械商社やユーザからの意見はその都度聴取し、内容に反映しながら進めていく方向で考えている。

②委員より以下要旨の意見が挙がった。

ア．日工会として CISTEC と何かを行うにあたって、特に規定はあるのか。

→委員会などへの参加は、基本的に会員に限られるという規定がある。しかし、過去には合同で実施した例があり、委員会にジョイントする形ではなく、あくまで別の会議体として開催したことがある。

イ．部会あるいは委員会で作成した資料を CISTEC に提供する場合、会員企業以外に情報が出回ることについて制約はあるのか。

→部会で作成した成果物は、会員からの会費と人的コストから成り立っているものであるため、一方的に共有するのみでは会員からの理解を得られない。CISTEC 側からそれに見合う情報や資料を提供いただける場合には、情報交換という形で提供できる可能性がある。

ウ．まずは 、CISTEC 側より取り組めべき課題を示してもらえないと、何も進まない。

③柴田部会長より以下要旨の発言があった。

ア．CISTEC 内で、工作機械メーカ以外が担当する輸出管理関連業務のうち、規制パラメータ変更の影響を受ける作業があるかを現時点で確認し、影響がなければ日工会の動きを確認する対応で問題ないが、影響があるにも関わらず、日工会の結果をそのまま反映すると混乱を招くおそれがあるため、業務実態の確認をすることが必要である。

イ．CISTEC 側で何をどのように連携するのかを明確化しなければ、実質的には単なる情報提供の関係にとどまってしまうので、CISTEC 側で作業ルーチンレベルで具体的な進め方を整理する必要がある。

ウ．今回の課題と、前回の「6 項 UPR 化」の際の対応を踏まえると、まず CISTEC 側として「何を、どのように進めたいのか」を明確にする必要がある。日工会側としても、CISTEC の方針が定まらなければ具体的な対応が難しい。したがって、本件については宮嶋委員に一度持ち帰り、CISTEC 内部で課題や方針を整理いただきたい。

（４）経済産業省安保国際室への事務局訪問結果について

①事務局より、10 月 28 日に行った経済産業省安保国際室への事務局訪

問結果（UPR 化に関する説明）について、以下のとおり説明があった。

ア．先方からは、荒木安保国際室長、長谷川安保国際室係長、安倍審査課長、宮本上席審査官の 4 名が出席した。

イ．先方の説明によると、先日ワッセナー・アレンジメントの会合が開催されたものの、工作機械に関する新たな議論は特に行われなかった。また、次回の NSG 会合は、11 月 4 日から開催予定であるとの説明があった。

ウ．当会から、委員各位の協力を得て実施した「UPR 閾値の変更に関する調査結果」を説明したところ、当局から本調査に対して謝意が示され、今後の UPR 化に関する議論において、当該データを参考に検討を進める意向が示された。

エ．併せて、当会からは「今回の調査は会員企業にとって大きな負担であり、今後新たな追加調査への協力は難しい」旨を伝達した。

オ．当局側からは、現時点では NSG 内での合意形成は困難であり、仮に UPR 化が進展した場合でも、現行の PA 基準に戻る可能性も否定できないとの見解が示された。また、実際に動きがある場合でも、時期としては来年 4 月以降になる見込みとの説明があった。

カ．最後に、当会からは、当局が 9 月から 10 月にかけて実施した工作機械メーカへのヒアリング結果を踏まえ、今後の輸出管理の方向性やスタンスが定まるようであれば、その内容を当会にも共有いただきたい旨を依頼した。これに対し、安倍審査課長からは「今後何ができるか改めて考えてみたい」との回答があった。

（５）NSG の UPR 閾値変更に向けた経産省調査結果について

①事務局より、NSG の UPR 閾値変更に向けた経産省調査結果について以下要旨の説明があった。

＜旋削＞

ア．今回の調査対象となった型式は合計 633 機種であった。このうち、日本から輸出されている機種は 477 機種であり、そのうちの 377 機種が非ホワイト国向けの輸出となっている。

イ．2024 年 1～12 月の貿易統計による旋削系機械の総輸出台数は 10,593 台である。今回の調査結果に基づく輸出台数（477 機種に該当）は 7,671 台であり、全体の約 7 割を占めることが確認された。

ウ．また、633 機種のうち 317 機種が「2 項 PA 該当かつ UPR 該当」となっており、そのうち 284 機種が日本から輸出され、240 機種が非ホワイト国向けである。このことから、現行の規制下でも多数の旋削系機械が非ホワイト国へ輸出されている実態が明らかとなった。

エ．さらに、「2 項 PA 非該当かつ UPR 該当」の機種は 220 機種あり、このうち、海外生産機は 65 機種であり、いずれも非ホワイト国において生産されていることが確認された。

＜フライス削り＞

ア．今回の調査対象となった型式は合計 744 機種であった。このうち、日本から輸出されている機種は 553 機種であり、そのうちの 407 機種が非ホワイト国向けの輸出となっている。

イ．　2024 年 1～12 月の貿易統計によるフライス系機械の総輸出台数は 20,650 台である。今回の調査結果に基づく輸出台数（553 機種に該当）は 17,784 台であり、全体の約 8 割以上を占めていることが確認された。

ウ．「2 項 PA 非該当かつ UPR 該当」の機種は 139 機種あり、このうち、海外生産機は 36 機種であり、いずれも非ホワイト国において生産されていることが確認された。

＜研削＞

ア．今回の調査対象となった型式は合計 205 機種であった。このうち、日本から輸出されている機種は 132 機種であり、そのうちの 104 機種が非ホワイト国向けの輸出となっている。

イ．2024 年 1～12 月の貿易統計による研削系機械の総輸出台数は 1,233 台である。今回の調査結果に基づく輸出台数（132 機種に該当）は 504 台であり、全体の約 4 割を占めていることが確認された。

ウ．「2 項 PA 非該当かつ UPR 該当」の機種は 60 機種あり、このうち、海外生産機は 18 機種であり、いずれも非ホワイト国において生産されていることが確認された。

（６）Nexperia 社輸出滞りに伴う影響の調査結果について

①事務局より、Nexperia 社輸出滞りに伴う影響の調査結果について以下要旨の説明があった。

ア. 今回の調査では、18 社中 12 社から回答があり、「非常に影響がある」1 社、「多少影響がある」4 社、「影響なし」7 社という結果であった。

イ．「非常に影響がある」と回答した企業では、既に半年先の生産維持が困難との具体的な懸念が示されており、代替品検討が進められているものの、調達集中による混乱リスクが指摘されている。

ウ．「多少影響がある」と回答した企業では、在庫や代替品対応により短期的な影響は抑えられている一方、一部で約半年後に在庫が尽きる見込みなど、在庫期限が明確に見えているケースもあり、中期的な影響が顕在化する可能性がある。

エ．「影響なし」と回答した企業は、直接的な取引や使用実績がないことが主な理由だった。

オ. NC 装置を直接製造ないし間接的に調達してカスタマイズ（間接製造）している会社については影響が生じる可能性があるが、それ以外で

外部調達している企業については、現時点で影響が及んでいないと考えられる。

①大橋委員より、以下要旨の補足説明があった。

ア．ネクスペリアは、フィリップスの半導体部門のうち、レガシー半導体を製造していたスタンダード製品部門が、NXP を経て分離・独立した企業。

イ．ウエハー加工などの前工程はオランダ、ドイツ、イギリスなど欧州で行い、後工程は中国で実施している。そのため、最終製品は中国にあるので、中国から輸出規制によって影響が生じる構図となっている。

ウ．レガシー半導体は、車載環境における高温・振動などに対応するために使用されており、これら部品の供給停止は自動車の機能や生産に直接的な影響を及ぼす。

エ．自社の欠品が原因で OEM のラインを止めてしまう事態を懸念している。

（７）その他

①次回（第 5 回）部会を 2025 年 11 月 21 日（金）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。

②次々回（第 6 回）部会を 2025 年 12 月 23 日（火）13:00～17:00、機械振興会館とオンラインにて開催。会議終了後に懇親会を予定。

以上

配布資料

⑴輸出管理相談への回答記録修正後抜粋資料-部会審議用

⑵NSG の UPR 閾値変更に向けた経産省調査結果概要(最新版)

⑶Nexperia 半導体の輸出規制に伴う影響の調査結果について

⑷輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパーの主なポイント）

⑸輸出令別表第１・２項（貨物等省令第１条第 14 号）関係の規制パラメータが一方向位置決めの繰返し性（UPR）へ改正された場合の課題共有について（ディスカッションペーパー）

⑹WA スイス提案に関する日工会の意見（METI 審査課殿との打ち合わせ資料）（ディスカッションペーパー別紙）